

地域の風がいきかう学校



【学校教育目標】

- 心と体が健康で何事にも進んで取り組む子どもの育成
- ・自分から学ぶ子
- ・広い心の子
- ・じょうぶな体の子

学校便り 第2号
令和6年4月26日
釧路市立芦野小学校
TEL 37-2151



芦野小HP QRコード

5月帰宅時刻
午後6時



◇5月の行事予定◇

日	行事予定（変更になる場合があります）	日課表
1 (水)		②
2 (木)		②
3 (金)	憲法記念日	
4 (土)	みどりの日	
5 (日)	こどもの日	
6 (月)	振替休日	
7 (火)		②
8 (水)	内科検診(1・4年)，下校指導， 特支保護者面談(~29日)	②
9 (木)	一迎会，	②
10 (金)	避難訓練，クラブ①，教育大フィールド生来校	②
11 (土)	土曜活動日，PTA 環境整備	特
12 (日)		
13 (月)	Q-U アセス実施週間	①
14 (火)	朝会②，知能検査(2・4年)	②
15 (水)	交通安全教室(1~3年)，内科検診(2・5年)	②
16 (木)	歯科検診(1~4年)，交通安全教室(4~6年)， 放チャレ	②
17 (金)	避難訓練予備日，児童委員会②，	②
18 (土)		
19 (日)		
20 (月)	教材費集金(~22日)，生活リズムチェック週間	①
21 (火)		②
22 (水)	Q-U アセス面談，内科検診(3・6年)	②
23 (木)	尿検査二次，歯科検診(5・6年)，Q-U アセス面談 PTA 会費集金(~24日)	②
24 (金)	クラブ②，Q-U アセス面談	②
25 (土)		
26 (日)		
27 (月)	運動会実行委員会①，Q-U アセス面談， 生活リズムチェックシート提出	②
28 (火)	朝会③	②
29 (水)		②
30 (木)		②
31 (金)	運動会実行委員会②，教育大フィールド生来校	②

「芦野小グランドデザイン」を配ります！

校長 高島 昌之

学校現場では、「令和の日本型学校教育」として、「個別最適解の学び」と「協働的な学び」が重要だとされています。また、予測不可能な社会で生きていく能力として「主体的」「協働的」という2つのキーワードが示されています。

昭和での教育現場では、「一斉指導」や「全体責任」の指導が広く行われてきました。令和での教育現場では、『個別最適解』として、「個に応じた目標設定や手段」「合理的配慮による個別の取組と周囲への理解」を柱に置くこととなります。一律に同じものを人数分に分けて提供する「平等」の価値観から、個に合わせて提供する質や量を配慮していく「公平」の価値観に変化しています。(個に応じてサービスが変わるのは、「平等」とは言えないが、特性に応じた配慮として「公平」と言える。)

「協働性」とは、相手や周囲の雰囲気に合わせて「同調性」とは違い、相手と自分の意見を交わす中で折り合いを見つける自分も相手も大切にする生き方です。共感性(相手の立場で考える想像力)を持って折り合いを見つけます。また、子どもが失敗をした時に「なぜ？」と原因を追及したり、「そういう場合は・・・」と答えを教えたりするのはなく、「どうしたかったの？」と聴き、「どうするか？」を自己決定させていくことは『主体的』な生き方に繋がります。親の言ったことをやるだけでは、うまくいっても親の手柄でうまくいかなかったら親のせいになります。自分で決めて行動する「人生の主人公」になっていません。「赤信号を渡っている大人がいたから渡った」「言われたからやっただけ」と言う人がいますが、「信号を守っている大人」も「言われても断る人」もたくさんいます。どちらを選ぶのか？「お母さんの言葉でやる気がなくなった」ではなく、「やる気をなくすことを自分が決めた」だけです。他人を変えようとするとうまくいかない相手に腹が立って、怒るという方法で変えようとします。また、他人にコントロールされることがあると思うことで周りのせいにして回避できます。そう思った方が責任を負わなくてよいのです。自己決定・自己責任の生き方ができると「人生の主人公」になります。

『令和6年度 芦野小学校グランドデザイン』というA4判のチラシを家庭数で配布しております。学校教育目標である「心とからだ健康で/何事にも進んで取り組む/子ども」とは、どんな生き方をする姿なのかを具体的に説明しています。また、「家庭で育み 学校で磨き 地域で鍛える」という視点での取組内容を箇条書きで書いています。そして、目指す姿として「学校像」「教師像」「子ども像」の3つの姿を載せています。1年間、このグランドデザインを学校・家庭・地域で共有していけたらなあと思います。

<芦野小の電話対応時間>

【平日】 7:30~18:00 【定時退勤日】 7:30~17:00 【長期休業中】 8:00~16:30

※職員の勤務時間は、8:00~16:30です。

・児童の生命に関わる重大事案など急を要する場合には、警察(110番)、救急(119番)または、釧路市役所(23-5151)までご連絡願います。

今月の校区パトロール隊

17日(金) 1~3年14:10 4~6年15:00
31日(金) 1~3年14:10 4~6年15:00

いじめのない学校を目指して

本校では「学校いじめ防止基本方針」のもと、日頃から「いじめは、絶対に許されない」という土壌づくりやいじめの未然防止・早期発見に努めています。今年度も年2回の「いじめアンケート」の実施に加え、Q-U・アセスアンケート実施後の面談を実施しながら、子ども達の悩みや不安、今後の行動等について確認し、安心して登校できるように働きかけていきます。

本校に通うすべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう取り組んでまいりますので、お子様の様子で気になること等がありましたら、遠慮なく学校へご連絡くださいますようお願いいたします。

中学校英語教員による外国語専科指導 (小中連携事業)

景雲中学校との小中連携の一環として、昨年度に引き続き、5・6年生の外国語授業の際には、景雲中学校の英語教諭が来校し、指導します。



また、3・4年生の外国語活動については、これまで同様に外部講師の方にご協力いただきながら学習していきます。

自転車ヘルメットの着用を!

自転車を利用する人の安全を守るため、令和5年4月1日より年齢を問わず自転車に乗るすべての人にヘルメットの着用が努力義務化されています。

子ども達の命を守るために、自転車に乗る場合は、ヘルメットの着用をお願いします。



PTA 総会 ご協力ありがとうございました

令和6年度のPTA活動開始にあたり、書面でのPTA総会にご協力いただきありがとうございました。すべての議案で承認をいただきましたことを報告いたします。

今年度よりボランティア制による活動を進めてまいります。子ども達の学校生活の充実に向け、ご協力をよろしくお願いいたします。

◇PTA 役員

- 会長 松野さん
- 副会長 對馬さん 鈴木さん 佐藤さん 平野さん
- 会計監査 松田さん 角田 事務主幹

◆事務局

- 事務局長 畠山 教頭
 - 事務局次長 尾崎 主幹教諭
- ※今年度よりPTA役員の人数を縮小しております。

釧路市立芦野小学校いじめ防止基本方針

1. 定義・責務・基本方針

【趣 旨】 平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」には、学校に関する条文として4つの観点を受けて、学校では、実態に合わせた「学校いじめ防止基本方針」を作成することになりました。

1. 『総則・基本方針』として「定義」「責務」「基本方針」
2. 『学校(設置者)が講ずる基本施策』として「早期発見」「人材確保・資質向上」「ネット対策」
3. 『いじめ防止の措置』として「組織」「具体的措置」「校長及び教員による懲戒」
4. 『重大事態への対処』として「学校(設置者)による対処」「地方公共団体の長等への報告」

【定 義】 加害側からの表現から被害側の表現になり、いじめ認知のハードルがどんどん下がった。

	《 関係性 》	《 内容 》	《 認知の基準 》
H18前	自分より弱い者に対して一方的に	身体的・心理的な攻撃を継続的に加え	相手が深刻な苦痛を感じているもの
H18後	一定の人間関係のある者から	心理的・物理的な攻撃を受けたことにより	精神的な苦痛を感じているもの
H25後	一定の人間関係のある他の児童生徒が行う	心理的・物理的な影響を与える行為であって (インターネットを通じて行われるものを含む)	対象となった児童生徒が苦痛を感じているもの

【責 務】 いじめだと思われたら「連携(学校内外)」「適切」「迅速」に対処する責務を負う。

【基本方針】 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

2. 基本的施策

- ・芦野小学校の施策として、『早期発見』『指導・支援』『予防・開発』の3つのシステムを構築する。
- ・「資質向上」として、『いじめマニュアル』を作成し共通の理念や対応スキルが持てるようにする。

3. 組織(名称を「芦野小いじめ対策委員会」とする)

本校での「いじめ防止等の対策のための組織」は、学校長をリーダーとして下記のメンバーとする。

- (1) 構成員
 1. 校長
 2. 教頭(委員長)
 3. 主幹
 4. 生指部部長
 5. 教務主任
 6. 特支C
 7. 養護教員
- (2) 用 途
 1. 委員長の招集で「いじめ防止・対策」に向けての取り組みについて協議をする。
 2. 事例が発生した場合、当該学年(主任と担任)教諭を交えて協議をする。
 3. 生徒指導部部長が全体への報告・啓発を行う。
 4. 事例が発生した場合、委員長が教育委員会に報告し関係機関を委員会にいれるかどうかの指示を確認する。

4. 具体的措置

1. 「いじめアンケート」を年に2回行う。また、調査後に、「聴き取り」「対応」「見届け」を行う。その際に、本校独自の「いじめ認知シート」に記録し、生徒指導部部長に提出する。
2. いじめと思われる事例については、『いじめ対策マニュアル』を参考にして対応すると共に保護者に連絡を取るように事案は、必ず教頭への報告義務を果たす。

5. 重大事態への対処

いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(年間30日を目安、又は、一定の期間連続した欠席)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合をいう。

疑いがあった場合、学校の設置者に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する。